

たつの市使用料・手数料等の 適正化に関する基本方針

令和6年2月
たつの市

1 趣旨

使用料及び手数料については、地方自治法に公共施設の利用（例：公民館会議室の利用など）や特定の者への事務（例：住民票の交付など）に対して、徴収することができる旨が規定されています。

本市においても、たつの市使用料条例やたつの市手数料条例などに基づき、使用料及び手数料を徴収しています。

料金については、平成17年の市町合併以降、消費税率の引き上げや物価高騰など社会経済情勢が変化し、公共施設の運営や証明発行業務などの行政サービスに要する経費（コスト）が増嵩する中、一部を除き据え置いています。

今後も行政サービスの水準を維持し、「第2次たつの市総合計画」及び「たつの市行財政改革推進実施計画」に掲げる適正な受益者負担による歳入確保を図り、公平性を確保するとともに、持続可能な自治体経営を着実に推進するため、市の統一的な考え方を示す「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針」を策定し、使用料及び手数料等を見直すものです。

○使用料及び手数料等の根拠法等

①使用料

地方自治法第225条、たつの市使用料条例、たつの市公有財産管理規則 等

②手数料

地方自治法第227条、たつの市手数料条例、たつの市手数料条例施行規則 等

（参考）地方自治法の規定

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

○本市計画の位置付け

①第2次たつの市総合計画後期基本計画（R4～8）

施策4-3 行財政改革の推進（行政改革大綱）

施策の内容（3）中長期的ビジョンによる健全な財政運営の推進

●市税、保険料等の公平・公正な課税とともに、収納率向上、使用料・負担金等受益者への適正負担及びふるさと応援寄附金の活用等による歳入確保に努めます。

②たつの市行財政改革推進実施計画（R4～8）

取組施策（7）受益者負担の適正化

●歳入確保及び受益と負担の適正化を図るため、全庁的に使用料・手数料の見直し検討を適宜行います。

※令和4年度決算（一般会計）における、使用料及び手数料の歳入総額は、約3億6千万円（使用料約3億2千万円、手数料約4千万円）であり、本市の貴重な財源となっています。

2 基本的な考え方

使用料及び手数料等の見直しに当たっては、次の3つを基本的な考え方とします。

(1) 受益者負担の原則（公平性・公正性）

- ①行政サービスの性質分類に応じた「受益者負担率」を設定します。
- ②定期的な見直し体制を構築します。

(2) 算定方法の明確化（透明性）

- ①サービス原価（コスト）算定については、「統一的な基準」を設定します。
- ②受益者（利用者）の急激な負担増加、近隣自治体との均衡、民間類似施設の経営圧迫に配慮し、料金を設定します。
- ③消費税率、消費者物価指数等の社会経済情勢等やそれぞれのサービス原価の状況等を踏まえ、料金を設定します。

(3) 行政サービスに対する満足度等の向上

- ①業務効率化等によるコスト削減や行政サービス向上による施設等の利用満足度及び利用率の向上に努めます。

3 見直しの対象科目

原則、全ての使用料及び手数料を見直しの対象とし、現在、使用料が無料の施設も含め、当該施設等の「公共性」及び「必需性」の視点から適正化を図ります。

また、使用料及び手数料と同様の性質を持つ雑入についても、見直しの対象とし、使用料及び手数料に準じて、適正化を図ります。

国・県の法令により算出方法や標準額が示されている使用料及び手数料については、対象外とします。

4 使用料の見直しについて

(1) 使用料の算定方法

原則、次の式により算定した上で、市町合併以降の社会経済情勢等を総合的に勘案し、使用料を設定します。

$$\text{使用料} = \text{サービス原価} \times \text{受益者負担割合}$$

※使用料の設定に当たり、総合的に勘案する要素

- ・消費税率
- ・物価状況
- ・利用者の急激な負担増加による市民生活への影響

①サービス原価の算定方法

ア 会議室等の「1室当たりのサービス原価」から算定する場合

(例：一定の区画を貸切で使用する施設（会議室、ホールなど）について、当該貸室等の1㎡1時間当たりのサービス原価を算出した上で、貸出面積・貸出時間に応じた原価を算定)

$$\left[\text{サービス原価} = \text{施設運営等経費} \times \frac{\text{1室の貸出面積}}{\text{全体貸出面積(※)}} \times \frac{\text{単位時間数}}{\text{年間使用可能時間数}} \right]$$

(※) 観光施設など貸出者以外（観光客等）の利用が多い施設については、施設全体の延床面積を使用

イ 入館料等の「1人当たりのサービス原価」から算定する場合

(例：一定の区画を不特定多数の個人が同時使用する施設（入館料、入浴料など）について、利用者1人1時間（又は1回）当たりの原価を算定)

$$\left[\text{サービス原価} = \frac{\text{施設運営等経費}}{\text{年間施設利用者数}} \right]$$

ウ 「1件当たりのサービス原価」から算定する場合

(例：土地使用料等について、1件当たりの人件費に当該土地所有に係る年間コスト（固定資産税相当額を含む）を合算し、原価を算定)

$$\left[\text{サービス原価} = \text{1分当たりの人件費} \times \text{処理時間} + \text{土地所有コスト} \right]$$

②サービス原価に算入する経費

サービス原価の算定に当たっては、物件費、維持補修費、人件費等のサービス提供に要する経費の3か年平均の決算額を計上します。

決算年度については、令和2、3年度がコロナ禍で施設利用率が低かったことから、平成30年度、令和元年度及び令和4年度の3か年を用います。

③受益者負担割合

行政サービスには、「道路、公園など日常生活を営む上で大半の市民が必要とするが、市場原理に委ねると提供されにくいもの」や「特定の市民が利益を享受するサービスで、民間事業者等において類似のサービスが提供されるもの」などがあります。

そのため、それぞれのサービスの性質（公共性の強弱）に応じて、「市負担（公費）」と「受益者負担」の割合を設定します。

本市においては、次の2つの視点により、それぞれ4つの区分に分類（計16つの区分に分類）します。

・視点ア 「必需性」による分類（必需的 ⇄ 選択的）

「必需的サービス」…日常生活を営む上で、多くの市民が必要とするサービス

「選択的サービス」…より快適性を求めるなど、市民によって必要性が異なるサービス

・視点イ 「市場性」による分類（非市場性 ⇄ 市場性）

「市場的サービス」…民間事業者等により提供、または提供可能なサービス

「非市場的サービス」…公共性が高く、民間事業者等による提供が難しいサービス

※受益者負担割合の分類

2つの視点による分類結果を踏まえ、受益者負担割合（0%～100%）を次のとおり設定します。

		公共性強				
市場性	低い (非市場的)	A	50%	30%	10%	0 %
		B	70%	50%	30%	10%
		C	90%	70%	50%	30%
	高い (市場的)	D	100%	90%	70%	50%
			D	C	B	A
			低い (選択的)	必需性		高い (必需的)
公共性弱						

【受益者負担割合の分類イメージ（施設別）】

低い
(非市場的)

A

B

市場性

C

D

高い
(市場的)

観光施設

- ・聚遠亭、龍野城
- ・武家屋敷 (※)
- ・かどめふれあい館 (※)
- ・三木露風生家 (※)
- ・大正ロマン館 (※)

博物館

- ・霞城館
- ・歴史文化資料館
- ・室津民族館、海駅館
- ・埋蔵文化財センター

公園施設

- ・公園

児童福祉施設

- ・中央児童館 (※)
- ・子育てつどいの広場 (※)
- ・はばたき園

生活改善施設

- ・隣保館等 (※)

教育集会施設

- ・構教育集会所 (※)

観光施設

- ・道の駅
- ・御津自然観察公園
- ・市営駐車場

入浴施設

- ・はつらつの湯
- ・福祉会館（ふれあいの湯）

ホール・集会施設

- ・文化ホール、文化センター
- ・産業振興センター

スポーツ施設

- ・体育館、グラウンド
- ・テニスコート

占有関係

- ・行政財産目的外使用
- ・漁港
- ・占有
(道路、流水、土地、公園)
- ・法定外公共物

葬祭設備

- ・祭壇、葬儀用自動車

社会福祉施設

- ・福祉会館（龍野、御津、新宮）
- ・老人福祉センター (※)
- ・生きがいセンター (※)
- ・シルバーワークプラザ (※)
- ・梅香園 (※)

保健福祉施設

- ・はつらつセンター

生涯学習施設

- ・コミュニティセンター
- ・公民館
- ・駅観光（地域）交流施設
- ・道の駅（体験学習室）

学校、青少年施設

- ・小中学校（義務教育以外）
- ・青少年館
- ・新宮青少年センター

駅周辺施設

- ・市営駐車場
- ・市営駐輪場 (※)

D

C

B

A

低い

必需性

高い

(選択的)

(必需的)

(※) 無料施設（現在、使用料を無料としている施設）

(2) 算定結果及び使用料設定方針

①サービス原価と受益者負担割合に基づく算定結果

平均+20.1%の上昇（行政財産目的外使用料などの占用料を除く。）

②使用料の設定に当たり、総合的に勘案する要素

ア 消費税率や物価高騰などの社会経済情勢

消費税率：平成17年（5%）➡令和5年（10%）【+5%上昇】

総務省消費者物価指数（光熱・水道）：平成17年➡令和5年【+31.9%上昇】

イ 本市の光熱水費の状況（電気代・ガス代・水道代の決算比較）〔普通会計〕

平成24年度（291,468千円）➡令和4年度（436,554千円）

【+145,086千円・+49.8%上昇】

ウ 本市の人件費の状況（決算比較）〔普通会計〕

平成30年度（4,994,478千円）➡令和4年度（5,307,442千円）

【+312,964千円・+6.2%上昇】

③行政サービスに対する満足度等の向上のための取組

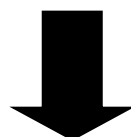
ア 業務効率化等によるコスト削減

- ・公共施設の整備・改修時には、各種設備を高効率機器（LED照明・個別空調・空調設備インバータ制御）に更新し、省エネ・省電力化に努めています。
- ・施設規模や屋上スペースに応じ、太陽光発電設備を導入し、売電・自家消費による経費節減に努めています。

【10施設（庁舎3、健康1、学校1、給食2、体育1、下水2）】

イ 施設等の利用満足度及び利用率の向上

- ・市内公共施設の予約について、令和6年度から兵庫県が導入した公共施設予約システムの運用を開始し、利用者の利便性向上を図ります。



利用者の急激な負担増加による
市民生活への影響を総合的に勘案

【使用料設定方針】

原則、現料金に一律20%を加算
（改定時期 令和7年4月1日）

(3) その他

①附帯設備及び貸出備品に係る使用料

ピアノ、舞台装置、音響設備、夜間照明など、施設に附帯する設備や備品については、使用する場合と使用しない場合があり、統一的な基準による見直しが困難なため、受益者負担の原則に基づき、必要に応じて、個別に使用料の設定や見直しを行います。

②市外居住者の利用

施設の維持管理等に要する経費は、市税や使用料収入等により賄われており、市民による利用を前提として設置した施設については、市民以外の利用により、市民の利用が阻害される恐れがある場合、市民と市民以外に区分した上で、使用料を設定することを可能とします。

また、体育施設使用料など、近隣市町居住者を市民に区分している使用料については、区分した当初の目的が現在の社会経済情勢に合っているかどうかを検証し、居住区域や使用料を設定します。

③営利目的等の利用

営利目的で利用する場合や入場料等を徴収する場合は、非営利目的で利用する場合の料金に差を設けて使用料を設定することを可能とします。

④指定管理者制度導入施設

指定管理者制度を導入している施設の使用料について、原価変動等による施設管理運営経費の変動に的確に対応するため、市直営施設と同様に使用料を設定し、適正かつ迅速に「利用料金」に反映させることとします。

指定管理料等の変更が必要な場合は、双方協議の上、協定書の変更手続きを行います。

⑤無料施設の有料化検討

現在、使用料を無料としている施設について、受益者負担の原則により有料化の検討を行うため、サービス原価や受益者負担割合を算出します。(法令等(市の条例、規則等を除く。))により、使用料を徴収できないものを除く。)

使用料の無料を継続する場合、無料とする合理的な理由の整理や光熱水費等の実費徴収の実施を検討し、公平性の確保に努めるとともに、自主財源の確保策を検討します。

なお、無料の施設を有料にする場合、類似施設の使用料を考慮した上で設定します。

⑥長期契約

行政財産目的外使用料など、複数年の許可、契約により使用料を設定している場合、次期契約時において使用料を見直します。

⑦使用料の分類

現在の使用料の項目が不適当な場合は、新たな分類によりサービス原価を算出し、使用料を設定します。

5 手数料の見直しについて

(1) 手数料の算定方法

原則、市町合併以降の社会経済情勢等を総合的に勘案し、手数料を設定します。

※手数料の設定に当たり、総合的に勘案する要素

- ・消費税率
- ・物価状況
- ・利用者の急激な負担増加による市民生活への影響

(2) 算定結果及び手数料設定方針

①手数料の設定に当たり、総合的に勘案する要素

ア 消費税率や物価高騰などの社会経済情勢

消費税率：平成17年（5%）⇒令和5年（10%）【+5%上昇】

総務省消費者物価指数（光熱・水道）：平成17年⇒令和5年【+31.9%上昇】

イ 本市の光熱水費の状況（電気代・ガス代・水道代の決算比較）〔普通会計〕

平成24年度（291,468千円）⇒令和4年度（436,554千円）

【+145,086千円・+49.8%上昇】

ウ 本市の人件費の状況（決算比較）〔普通会計〕

平成30年度（4,994,478千円）⇒令和4年度（5,307,442千円）

【+312,964千円・+6.2%上昇】

②行政サービスに対する満足度等の向上のための取組

ア 業務効率化等によるコスト削減

- ・公共施設の整備・改修時には、各種設備を高効率機器（LED照明・個別空調・空調設備インバータ制御）に更新し、省エネ・省電力化に努めています。
- ・施設規模や屋上スペースに応じ、太陽光発電設備を導入し、売電・自家消費による経費節減に努めています。

【10施設（庁舎3、健康1、学校1、給食2、体育1、下水2）】

イ 利用満足度の向上

- ・各種証明書の発行について、コンビニ交付サービスやスマートフォン決済アプリによる支払いを導入し、利用者の利便性向上を図っています。



利用者の急激な負担増加による
市民生活への影響を総合的に勘案

【手数料設定方針】

原則、現料金に一律20%を加算
（改定時期 令和7年4月1日）

6 共通の項目について

(1) 消費税、地方消費税

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）は、資産の譲渡等の対価に転嫁することで最終的に消費者が負担する間接税であり、市が提供するサービスにおいても、民間事業者と同様に経費が伴い、その経費には、消費税等が課税されています。

サービス提供により生じた経費の消費税等は、受益者（最終消費者）が負担する必要があり、使用料に適切に反映しない場合、消費税等を市税等で負担することになるため、サービス原価を税込で算出し、経費に係る消費税等を使用料等に適正に転嫁します。

なお、課税取引に該当する使用料及び手数料における、条例に定める金額は税込の金額とします。

(2) 料金の単位

料金の単位は、原則 100 円単位とします。

なお、使用料減額後の 100 円未満の端数は、10 円単位とします。

(3) 施策推進のための措置

デジタル化の推進など、施策を推進するため、前述の算定方法とは別の算定方法により料金を設定することを可能とします。（例：住民票の写しの交付手数料など、自動交付機による交付が可能な手数料について、窓口交付と差を設けて料金を設定する など）

(4) 他自治体の料金との関係

兵庫県や他自治体の料金と著しく差がある場合は、個別の事情を勘案して、料金を設定することを可能とします。

(5) 見直し周期

受益と負担の公平性を確保するとともに、行政サービスの改善を図るため、使用料及び手数料等の適正化については、原則 4 年ごとに検証します。

また、本方針については、見直し周期の都度、新たに策定します。

7 減免基準について

料金の減免措置は、受益者負担の原則の例外として、限定的・特例的に設定されています。負担の公平性や施設の設置目的と受益者の関係等に十分考慮した上で、次回の見直し時に「統一的な基準」を検討します。